

広島市立広島市民病院医療機能検討支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

広島市民病院の中央棟、西棟、北棟、管理棟は設備等の老朽化が著しく建替えが必要な状況であることから、これを前提として将来の広島市民病院が担うべき医療機能について、基本的な考え方を整理したところである。

本業務においては、専門的な知見を有する事業者から責任ある助言や提案を受けることにより、基本的な考え方をさらに具体化し、建替えに向けて、将来の病院のあり方について検討を進めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

広島市立広島市民病院医療機能検討支援業務

(2) 業務内容

「広島市立広島市民病院医療機能検討支援業務仕様書」のとおり。

(3) 履行場所

広島市立広島市民病院

広島市中区基町7番33号

(4) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 提案見積上限金額

40,448,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

ただし、提案見積上限金額を上回る場合は欠格とする。

4 担当部署

〒730-8518

広島市中区基町7番33号

広島市立広島市民病院事務室企画課企画係（以下「企画課企画係」という。）

TEL 082-221-2291

FAX 082-223-5514

電子メール hiroshimin-hosp@hcho.jp

5 スケジュール

主なスケジュール次のとおり。

- (1) 公示日
令和7年2月25日(火)
- (2) 質問受付期限
令和7年3月5日(水)
- (3) 参加申込期限
令和7年3月17日(月)
- (4) 企画提案書提出期限
令和7年3月25日(火)
- (5) プレゼンテーション
令和7年3月下旬(予定)
- (6) 契約締結
令和7年4月上旬(予定)
- (7) 履行開始
令和7年4月14日(月)(予定)

6 参加申込み

(1) 提出書類

ア 参加表明書(様式1)

イ 消費税及び地方消費税の納税証明書(写しでも可)

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれかの写し。〔電子納税証明書は不可〕証明年月日が参加表明書提出日から3か月前の日以降のものに限る。

ウ 広島市税の納税証明書(写しでも可)

「令和〇〇年〇月〇〇日直近の証明可能な日以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書の写し。証明年月日が参加表明書提出日から3か月前の日以降のものに限る。なお、広島市税の納税義務者でない場合は、広島市税の滞納がない旨の「申立書」(様式10)を提出すること。

エ 業務実績(様式2-1、2-2、2-3)

オ 「広島市立広島市民病院医療機能検討支援業務 公募型プロポーザル手続開始の公示」3(2)のうち、「広島市以外の地方公共団体において同等の登録を行っていること。」に該当する場合は、これを証明するもの。

カ 誓約書(様式3)

(2) 提出部数

1部

- (3) 申込期間
公示日から令和7年3月17日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日(振替休日を含む。)を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。
- (4) 提出場所
上記4に同じ。
- (5) 提出方法
持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。(3)申込期間までに必着のこと。)

7 質問の受付及び回答

- (1) 質問書の様式
様式4を使用すること。
- (2) 受付期間
公示日から令和7年3月5日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日(振替休日を含む。)を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。
- (3) 受付場所
上記4に同じ。
- (4) 提出方法
質問書を、前記(3)へ電子メールの添付ファイルとして送信し、送信後に到達を電話確認すること。
- (5) 質問に対する回答
質問者に直接回答(電子メール)するほか広島市立病院機構(以下、「病院機構」という。)のホームページへ掲載する。

8 企画提案書の提出

- (1) 提出書類(指定様式はA4判とする。)
企画提案書(様式5)に次の書類を添付し提出すること。
提案者名 住所、商号・名称、代表者職氏名 の記載及び押印は正本のみに行い、副本には提案者名の記載及び押印はしないこと。また、提案者名が類推できる表現は記載しないこと。
 - ア 実施方針(様式6)
 - イ 実施体制(様式7)
 - ウ 業務の実施内容及び手法(様式8)
 - エ 提案見積書(様式9)
- (2) 提出部数

正本1部、副本10部

提出書類ア～エの番号順、様式番号順にフラットファイル等に綴じて提出すること。また、CD-R若しくはDVD-R等に電子データを記録し、1部提出すること。

(3) 提出期限

令和7年3月25日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日(振替休日を含む。)を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

(4) 提出場所

上記4に同じ。

(5) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。)により提出すること。

持参の場合は、土日祝日を除き、各日午前9時から午後5時までとする。また、郵送の場合は、提出期限までの必着とする。

9 審査方法

- (1) 優先交渉権者の選定の審査は、広島市立広島市民病院医療機能検討支援業務公募型プロポーザル方式審査委員会(以下「審査委員会」という。)が行う。委員の構成は次のとおりである。

委員長 広島市民病院病院長

副委員長 広島市民病院事務長

委員 広島市民病院 総務課長

本部事務局次長

本部事務局 財務課長

本部事務局 施設整備課長

北部医療センター安佐市民病院 医療情報センター企画担当課長

- (2) プレゼンテーション日程等

ア 日時

令和7年3月下旬(予定)

開始時間等の詳細は、対象者に電子メールで通知する。

イ 場所

広島市民病院管理棟2階 大会議室(予定)

ウ 次第

(ア) 担当部署からの説明

(イ) 企画提案書による提案(1提案30分以内)

- (ウ) 質疑応答
- (エ) 提案者退場
- (オ) 審査

エ その他

プレゼンテーションの際に備品等（例 パソコン、プロジェクターなど）を使用するときは、事前に担当部署に連絡し、その指示に従うこと。

また、出席者の人数は3人以内とし、説明者は、本業務に従事予定の「統括責任者」又は「主任担当者」とすること。

(3) 審査基準

審査項目	配点
業務実績	50
業務実施体制	150
企画提案内容	600
プロジェクトマネジメント	50
機関決定プロセスへの関与 及び成果物の取りまとめ	50
価格	100
合計	1,000

(4) 受託候補者の選定

ア 応募参加資格を満たしていない者、失格要件に該当する者及び提出書類に不備がある者のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外する。

イ 審査委員会において、評価点が最も高い者を受託候補者として選定する。

ウ 評価点が最も高い提案をしたものが2者以上いる場合には、各提案者の「企画提案に対する評価(委託経費の見積に係る評価点を除く。)」を比較し、その評価点の高い者を受託候補者として選定する。

10 審査結果の通知

審査結果（応募者全員の商号及び点数）は、病院機構ホームページで公表することをもって通知とする。なお、審査結果に対する異議申し立てはできないこととし、質問は一切受け付けない。

11 契約の方法

(1) 契約の締結

受託候補者は、広島市立広島市民病院医療機能検討支援業務に係る随意契約の優先交渉権者とする。優先交渉権者との協議が整った場合は契約を締結する。な

お、優先交渉権者との協議が不調となった場合は次点者を交渉権者とし、契約締結に向けて協議を行う。

(2) 契約締結日

令和7年4月上旬(予定)

(3) 履行開始日

令和7年4月14日(月)(予定)

(4) 契約の条件

別紙「委託契約書(案)」のとおり

(5) 契約保証金

契約締結日までに、契約金額予定総額(消費税及び地方消費税込み。)の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、病院機構の契約規程第28条第1項第1号又は第3号に規定する契約保証金の免除の要件に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。詳細は、「契約保証金の納付等について」を参照のこと。

12 その他

(1) 本件に関して作成する書類等において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。

(2) 必要な資格を有しない者又は企画提案書の提出に関する条件に違反した者が提出した企画提案書は無効とする。

(3) 参加表明書及び企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。

(4) 提出された参加表明書及び企画提案書等は返却しない。

(5) 参加表明書及び企画提案書は提出期限後においては、差替え、再提出ができない。また、参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載等の不正の行為があった場合は、審査の対象から除外する。

(6) 提出された参加表明書及び企画提案書に係る内容は、受託候補者選定の目的以外に提案者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例(平成13年広島市条例第6号)第7条に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

(7) 公募に参加しようとする者は、審査委員会の委員との間に利害関係がなく、本件の受託候補者決定の公表までの間において、本件に関して、審査委員会に直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとする。